

## 患者情報提供書に記載されている DNAR に関する記入欄について

### 1 「施設利用者基本情報」記載の「患者による DNAR 希望」について

「患者による DNAR 希望」とは、患者様ご自身が、心肺蘇生を行わないことを希望することです。

患者情報提供書をご利用いただく患者様で、DNAR の意思がある方は、DNAR の有無を記入してください。また、患者様を担当されている医療機関と、担当医師名の情報を記入してください。

なお、DNAR は、あくまでも回復の可能性がないと医師が医学的に判断した場合にのみ可能となるものです。例え、ご本人の意思に基づくものであっても、救命の可能性のある限り、胸骨圧迫等の心肺蘇生は実施します。可能な限り、ご本人の意思が確認出来る書面等と一緒に、患者情報提供書を保存してください。また、ご本人の意思が変わった場合は、患者情報提供書の「患者による DNAR 希望」欄の更新もお願いいたします。

### 2 「緊急時情報」記載の「3 医師による DNAR 指示」について

「医師による DNAR 指示」とは、医師が出動した救急隊に対して、心肺蘇生を行わないことを指示することです。

DNAR の意思がある方が急変された場合は、まず医師に連絡し、心肺蘇生処置が医学的に効果の無いことを確認することが不可欠です。医師と連絡が取れた上で、ご家族に「心肺蘇生しないこと」を説明し、ご家族が心肺蘇生を行わないことに対して納得して頂いた場合のみ「DNAR に関する家族連絡確認」を「あり」としてください。

## 患者情報提供書を利用した救急要請時の流れ

